

令和元年度 神戸市人と猫との共生推進協議会

第1回定例会議

1. 日 時：令和元年5月31日（金）14：00～
2. 場 所：神戸市勤労会館4階特別会議室
3. 出席者：別紙 名簿参照
4. 議 事

【協議事項】

- (1) 平成30年度事業報告・・・P2～3
参考資料 平成30年度 野良猫繁殖制限事業実施結果・・・P4～5
- (2) 平成30年度決算報告・・・P6
監査報告書・・・P7
- (3) 令和元年度事業計画案・・・P8～9
- (4) 令和元年度予算案・・・P10
- (5) （公社）日本愛玩動物協会退会に伴う規約の改定案・・・P11～12
・退会届・・・P13
・構成団体の加入および退会に関する規程・・・P14
- (6) 監事の交代案・・・P15

【報告事項】

- (1) 神戸市人と猫との共生に関するガイドラインの配布・・・P16
- (2) 過去2年間のTNR実施状況・・・P17

【連絡事項】

- (1) 神戸市より（条例の取組み等）・・・P18
- (2) 出席者より

1. 地域猫活動と連携した野良猫の繁殖制限

(1) 野良猫の繁殖制限事業

野良猫により生活環境等に問題が生じている地域において、獣医師等の専門家の助言を得て、猫の生態や行動範囲を考慮しながら、一定区域内の野良猫の不妊去勢手術を計画的・集中的に実施した。

- ① 月1回開催する事業部会で、「地域猫活動等への支援申込書」、「野良猫の多い地域に関する情報提供票」で寄せられた情報をもとに「野良猫繁殖制限事業選定マニュアル」に基づき、繁殖制限対策区域の設定
- ② 繁殖制限対策区域ごとに、地区別計画書の作成
 - ・対策区域、TNR実施者、TNR実施期間（1か月）、受け入れ動物病院、猫管理票発行枚数等記載
- ③ 野良猫の不妊去勢手術の実施
 - ・地区別計画に基づいて事前周知・野良猫捕獲・不妊去勢手術実施場所への搬入・もとの場所へのリリース等を行う。

169地域1,844匹（このうち地域猫活動団体の対象猫1,155匹）の不妊去勢手術を実施

(2) 事後の調査及び検証方法の検討

- ・対策区域内の野良猫の生息状況を経時的に把握し、今後の繁殖制限事業の検証に資するためのアンケート調査を実施

(3) 協議会が行う野良猫の繁殖制限事業にかかる協力者の募集・登録

- ① 協力獣医師 5動物病院6獣医師
- ② TNR実施協力者 2団体（104名、35名）個人1名 計140名

2. 野良猫の給餌・糞尿等に関する助言指導

(1) 野良猫の繁殖制限事業に伴う不適正な給餌者に対する指導助言

- ・対策区域について事前調査を実施し、協議会の構成団体である神戸猫ネットのメンバーが給餌者に対し指導助言を行った。

(2) 神戸市と連携した指導助言

- ・「神戸市人と猫との共生に関するガイドライン」及び同概要版の作成

(3) TNR実務者、地域猫活動団体向け研修会の開催

- ・平成30年8月、11月、平成31年1月にTNR実務者や地域猫活動団体等を対象に、感染症、飼い方、動物行動学の研修会を開催

(4) 各種イベントへの参加

- ・平成31年2月に「LUCKY CAT PROJECT」、「人と猫との共生に係るパネル展」、「ネコ市ネコ座」において協議会事業のPR、啓発を実施

3. 猫の譲渡の推進

(1) 保護猫の譲渡会情報の収集、発信

- ・13団体の譲渡会について情報提供。保護猫カフェ4か所について情報提供。
30年度の保護猫譲渡数 580匹（神戸市動物管理センターを除く）

(2) 猫の譲渡会場提供者の情報収集

4. その他

(1) 定例会議の開催

- ・平成30年5月、10月、31年3月の3回開催

(2) 協議会ホームページでの情報発信

(3) 寄付金、募金の収集

- ・平成30年10月に三宮センター街東出入口において街頭募金
- ・各種イベント参加（LUCKY CAT PROJECT、ネコ市ネコ座）における募金
- ・動物病院、飲食店等の協力による募金箱の設置
- ・企業、団体、個人からの寄付

(4) 神戸市への事業内容等の報告

平成 30 年度 野良猫繁殖制限事業実施結果

1. 寄せられた野良猫繁殖制限の要望数

①地域猫等の支援申込件数

区	東灘	灘	中央	兵庫	北	長田	須磨	垂水	西	計
支援申請	4	3	12	10	19	30	12	12	14	116 件
手術対象数	19	10	106	55	137	310	160	149	146	1092 匹

②野良猫の多い地域に関する情報提供件数

区	東灘	灘	中央	兵庫	北	長田	須磨	垂水	西	計
情報件数	12	6	11	10	10	21	12	12	2	96 件

※支援と重複 25 件

2. 対策区域の選定状況

①地域猫等の支援申込分

区	東灘	灘	中央	兵庫	北	長田	須磨	垂水	西	計
支援件数	4	3	8	9	17	28	11	11	12	103 件
手術対象数	19	10	43	52	106	303	140	148	140	961 匹

②野良猫の多い地域に関する情報提供分

区	東灘	灘	中央	兵庫	北	長田	須磨	垂水	西	計
支援件数	4	1	2	4	4	13	6	7	1	42 件

※支援と重複 23 件

3. 野良猫繁殖制限事業による手術匹数

①月別、雌雄別

月	雄	雌	合計
30.4月	62	84	146
5月	90	69	159
6月	38	66	104
7月	37	24	61
8月	28	28	56
9月	72	74	146
10月	103	136	239
11月	88	93	181
12月	110	133	243
31.1月	33	30	63
2月	129	111	240
3月	93	113	206
計	883	961	1844

②区別

東灘	灘	中央	兵庫	北	長田	須磨	垂水	西
74	1	101	139	222	364	227	302	414

4. 平成30年度 区別及び支援申込・情報提供別手術数

内訳	東灘	灘	中央	兵庫	北	長田	須磨	垂水	西	合計
支援	52	1	101	130	202	314	182	301	381	1,664
情報	22	0	0	9	20	50	45	1	33	180
(重複)			(9)	(15)		(56)		(14)		(94)
合計	74	1	101	139	222	364	227	302	414	1,844

※重複分は支援で計上。

平成 30 年度 事業収支決算書

協議事項 (2)

収入の部

平成30年4月1日～平成31年3月31日 (単位：円)

科目	予算額	収入額	摘要
1. 補助金	11,000,000	13,000,000	神戸市から「神戸市人と猫との共生推進協議会事業費」として (当初11,000,000円、追加2,000,000円)
2. 繰越金	229,727	229,727	
3. 募金・寄付	100,273	3,533,522	(株)フェリシモ他
4. 雑収入	0	44	利息
合計	11,330,000	16,763,293	

支出の部

平成30年4月1日～平成31年3月31日 (単位：円)

科目	予算額	執行額	摘要
1. 野良猫繁殖制限事業費	10,292,000	15,277,530	不妊去勢手術費用 (1,844匹) 現地作業等の実費弁償 印刷経費 (事前周知チラシ、猫管理票等)
2. 野良猫の給餌等に関する指導助言費	120,000	73,000	現地指導の実費弁償等
3. 猫の譲渡の推進事業費	20,000	1,852	譲渡会等の情報収集及び情報発信 (HP作成・運営費等)
4. 定例会議費	66,000	53,900	交通費実費弁償、会場費
5. 事務費	600,000	531,868	文具、封筒、郵送料、振込手数料、旅費、コピーリース料・印刷費用等
6. 保険料	132,000	128,070	ボランティア保険、情報漏えい賠償保険、管理者損害賠償保険
7. 予備費	100,000	0	
合計	11,330,000	16,066,220	

繰越金 16,763,293 - 16,066,220 = 697,073

監査報告


令和元年5月10日

神戸市人と猫との共生推進協議会

会長 中島克元 様

監事 公益社団法人 Knots

理事長

富永佳子 

事務局から提出された平成30年度の事業報告及び一般会計の歳入・歳出決算書を下記により監査したところ、帳票、諸帳簿の記入並びに書類作成などすべて正確だったことを確認しましたので報告します。

記

1. 監査年月日 令和元年5月10日
2. 監査実施場所 神戸市人と猫との共生推進協議会事務局
3. 監査書類 平成30年度事業報告書、現金出納簿、収入支出命令簿
預金通帳

以上

令和元年度 事業計画案

1. 地域猫活動と連携した野良猫の繁殖制限

(1) 野良猫の繁殖制限事業

野良猫により生活環境等に問題が生じている地域において不妊去勢手術を計画的・集中的に実施していくことにより、効果的な繁殖抑制に取り組んでいく。

- ① 野良猫に関する情報をもとに獣医師等で構成された事業部会において、「野良猫繁殖制限事業選定マニュアル」で定めた選定基準に沿って審査を行い、猫の生態や行動範囲に基づき繁殖制限対策区域（以下「対策区域」という。）の設定
- ② 対策区域ごとに、地区別計画の策定
- ③ 野良猫の不妊去勢手術の実施
 - ・対策区域内で活動する地域猫活動団体が地区別計画に基づいて事前周知・野良猫捕獲・不妊去勢手術実施場所への搬入・もとの場所へのリリース等を行う場合における、不妊去勢手術の実施（約900匹）
 - ・対策区域に地域猫活動団体が存在しない場合における、構成団体及び協力者による繁殖制限事業の実施（約600匹）
- ④ TNR協力者のうちから指導者を養成し、TNR作業現場においてTNR実施者の指導を行い、本事業の円滑な推進に資する。
- ⑤ 事後の調査及び検証方法の検討

(2) 協議会が行う野良猫の繁殖制限事業にかかる協力者(協力獣医師、TNR協力者)の募集・登録

2. 人と猫との共生推進事業に関する各種啓発

- (1) 神戸市人と猫との共生に関するガイドラインの周知
- (2) 野良猫の繁殖制限事業に伴う不適正な給餌者に対する指導助言
- (3) TNR実務者、地域猫活動団体向け研修会の開催
- (4) 各種啓発イベントの主催、共催による啓発

3. 猫の譲渡の推進

- (1) 市域で保護された猫の譲渡会情報の収集、発信
- (2) 猫の譲渡会場提供者の情報収集

4. その他

- (1) 定例会議、事業部会の開催
- (2) ホームページの作成および事業実施状況等の公表
- (3) 寄付金、募金集め
- (4) 神戸市への事業内容等の報告

令和元年度 事業収支予算案

(一般会計)

収入の部

平成31年4月1日～令和2年3月31日 (単位:円)

科目	予算額	平成30年度 当初予算額	摘要
1. 補助金	11,000,000	11,000,000	神戸市から「神戸市人と猫との共生推進協議会 事業費」として
2. 繰越金	697,073	229,727	
3. 募金、寄付	2,102,927	100,273	
合計	13,800,000	11,330,000	

支出の部

平成31年4月1日～令和2年3月31日 (単位:円)

科目	予算額	平成30年度 当初予算額	摘要
1. 野良猫繁殖制限 事業費	12,862,000	10,292,000	不妊去勢手術費用1,500匹 (地域猫約900匹、地域猫以外600匹) 現地作業等の実費弁償 (30か所*3名*3日) 印刷経費 (事前周知チラシ、猫管理票等)
2. 野良猫の給餌等 に関する指導助言費	120,000	120,000	現地指導の実費弁償等 2名*20か所*3,000円
3. 猫の譲渡の推進 事業費	20,000	20,000	譲渡会等の情報収集及び情報発信 (HP作成・運営費等)
4. 定例会議費	66,000	66,000	交通費実費弁償 1回平均15,000円*3回、 会場費 @7,000円*3回
5. 事務費	500,000	600,000	文具、封筒、郵送料、振込手数料、旅費、 コピーリース料・印刷費用等
6. 保険料	132,000	132,000	ボランティア保険 (500円*8名=4,000円) 情報漏えい賠償保険 (120,000円) 管理者損害賠償保険 (8,000円)
7. 予備費	100,000	100,000	
合計	13,800,000	11,330,000	

※上記のほか、協議会事務局の運営については、「神戸市人と猫との共生推進協議会事務局費」補助金
9,000,000 円を充てる。(内訳) 事務所借上費 672,000 円、光熱水費 60,000 円、通信費
250,000 円、人件費 2 名 6,978,000、社会保険料等 1,040,000 円

神戸市人と猫との共生推進協議会規約改定案

（趣旨）

第1条 この規約は、神戸市人と猫との共生に関する条例（平成28年12月条例第22号。以下「条例」という。）第9条第1項に規定する「神戸市人と猫との共生推進協議会（以下「協議会」という。）」の組織及び事業の実施に関し、必要な事項を定める。

（構成）

第2条 協議会は、別表に掲げる団体（以下「構成団体」という。）で組織する。

2 協議会が実施する繁殖制限事業等に協力可能な共生推進活動団体等（以下「協力者」という。）は、別に定めるところにより、協議会に参画することができる。

（会長）

第3条 協議会に会長を置く。

2 会長は、構成団体から選出された者の互選により決定する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

（協議会の事業）

第4条 協議会は、次に定める事業を行う。

- （1）神戸市の地域猫活動支援制度と連携した野良猫の繁殖制限
- （2）野良猫への給餌及びふん尿の処理に関する指導及び助言
- （3）猫の譲渡の推進に関する事業
- （4）前3号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事業

（定例会議）

第5条 協議会は、年2回以上の定例会議を開催するものとする。

2 定例会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

3 定例会議は、構成団体が出席するものとする。

4 会長は、協力者、神戸市職員、その他のものの出席を求めることができる。

5 会長が、事故その他やむを得ない理由により定例会議に出席できないときは、会長の所属する団体に所属する者が会長の職務を代行する。

（定例会議の決定事項）

第6条 定例会議は、次の事項を審議、決定する。

- （1）事業計画及び収支予算、事業報告及び収支決算に関すること。
 - （2）規約の制定、改廃に関すること。
 - （3）構成団体の加入又は退会に関すること。
 - （4）その他重要事項の処理に関すること。
- 2 定例会議は、過半数の構成団体の出席で成立し、議事はその過半数で決するものとする。可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第7条 協議会に、事業部会を置き、第4条各号に掲げる事業を実施する。

2 協議会が必要と認めるときは、第1項の規定に関らず、別に部会を設置することができる。

(会計)

第8条 協議会の経費は、補助金その他の収入をもって充てる。

2 協議会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(監事)

第9条 協議会に監事を置く。

2 監事は、構成団体に所属する者とする。

3 監事は、年1回以上協議会の事業及び会計を監査し、定例会議に報告する。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、公益社団法人神戸市獣医師会に置く。

2 協議会の庶務は事務局において処理する。

(協議会の業務に係る傷害補償及び賠償責任補償)

第11条 構成団体に所属する者又は協力者が協議会の業務を実施するにあたって生じた傷害補償及び賠償責任補償については、別に定める。

(その他必要な事項)

第12条 この規約に定めるもののほか、運営その他必要な事項は、会長が定例会議に諮って定める。

(附則)

この規約は、平成29年4月17日から施行する。

(附則)

この規約の変更は、平成29年9月21日から施行する。

(附則)

この規約の変更は、令和元年5月31日から施行する。

別表(第2条関係)

獣医師が組織する団体	公益社団法人 神戸市獣医師会
共生推進活動団体	特定非営利活動法人 神戸猫ネット
	公益社団法人 日本動物福祉協会
	公益社団法人 Knots
	株式会社 フェリシモ
	ネスレ日本 株式会社
公共的団体等	神戸市自治会連絡協議会
	神戸市婦人団体協議会
	神戸市商店街連合会
	株式会社 神戸新聞社

様式 3 (第 4 条関係)

平成 31 年 4 月 17 日

神戸市人と猫との共生推進協議会会長 様

退 会 届

貴会を退会したいと存じますので、下記により届け出ます。

記

- 1 団体名 公益社団法人日本愛玩動物協会
代表者 会長 東海林克彦
連絡先 03-3355-7855
- 2 退会事由 本年度より本協会が貴会の規程第 2 条第 1 項に該当しなくなるため。
- 3 退会年月日 平成 31 年 4 月 17 日



構成団体の加入及び退会に関する規程

平成 29 年 4 月 17 日 会長決定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、神戸市人と猫との共生推進協議会（以下「協議会」という。）の構成団体の加入及び退会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(加入の申請)

第 2 条 協議会の構成団体として加入しようとするものは、以下に該当する団体とする。

(1) 神戸市内に活動の拠点を有し、神戸市内において活動の実績があること

(2) 他の構成団体と相互に連携して、神戸市人と猫との共生に関する条例（平成 28 年 12 月条例第 22 号）の目的を達成しようとするものであること

(3) 獣医師が組織する団体及び共生推進活動団体にあつては、法人格を有するものであること

2 加入の申請をしようとするものは、様式 1 に定める加入申請書に必要な事項を記入し、会長に正副 1 部ずつを提出するものとする。

(加入の審議)

第 3 条 前条第 2 項の規定により加入申請があつた場合、会長は速やかに定例会議に諮るものとする。

2 会長は、様式 2 により加入申請者に審議の結果等を通知するものとする。

(退会)

第 4 条 協議会の構成団体から退会しようとするものは、様式 3 に定める退会届に必要な事項を記入し、会長に提出するものとする。

2 前項の規定により退会の届出があつた場合、会長は速やかに定例会議に報告するものとする。

(除名)

第 5 条 協議会の構成団体が、協議会の名誉を毀損し若しくは協議会の目的に反する行為をしたとき、その他除名すべき正当な事由があるときは、定例会議の議決により、その構成団体を除名することができる。

2 前項の規定により除名した場合、会長は様式 4 により当該団体に通知するものとする。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 17 日から施行する。

監事の交代案

1. 交代理由

公益社団法人日本愛玩動物協会の退会に伴い、監事の河合弥生氏が規約第9条第2項の「監事は、構成団体に所属する者とする。」に該当しないため。

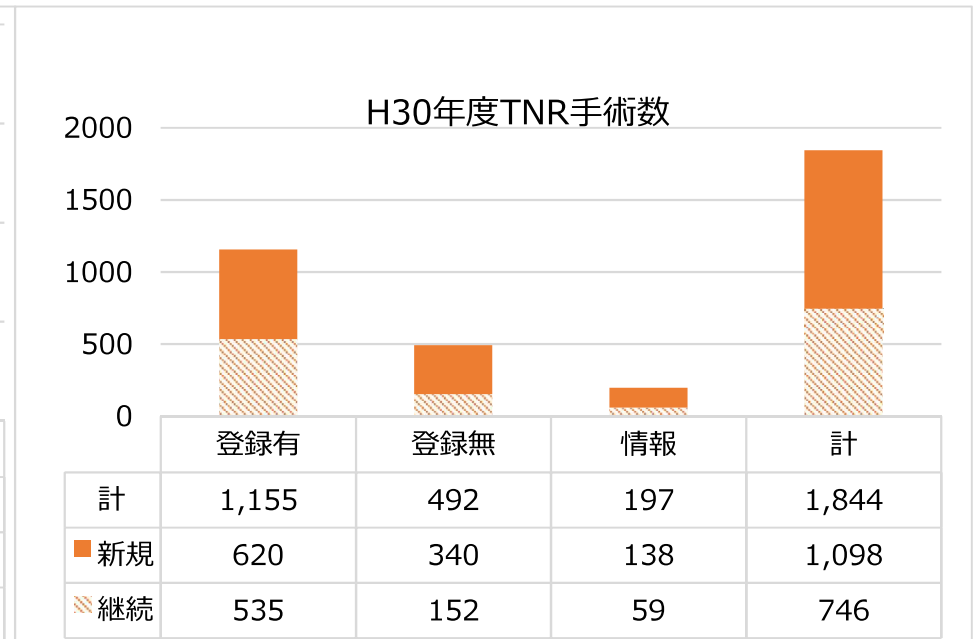
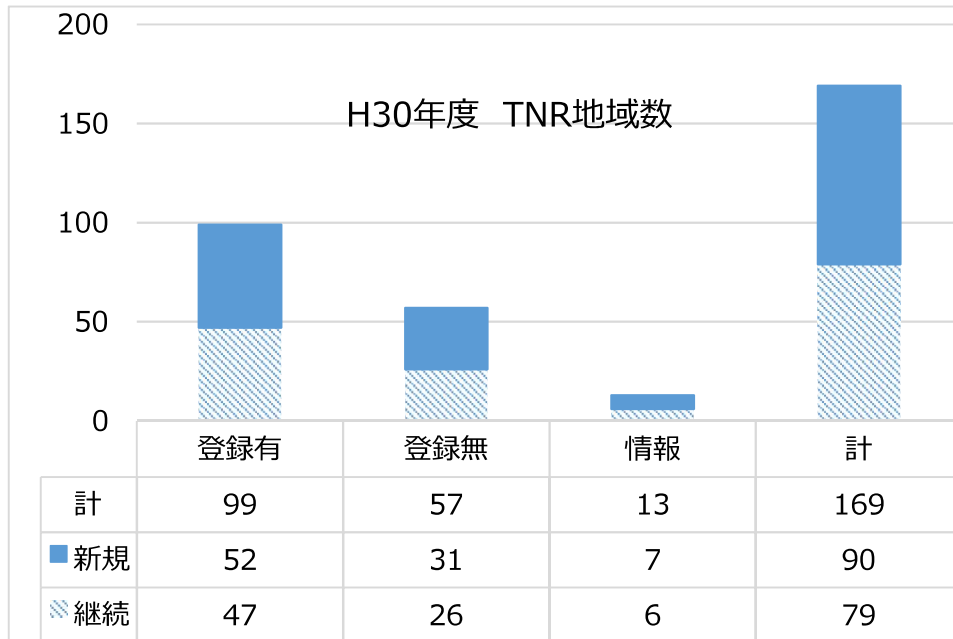
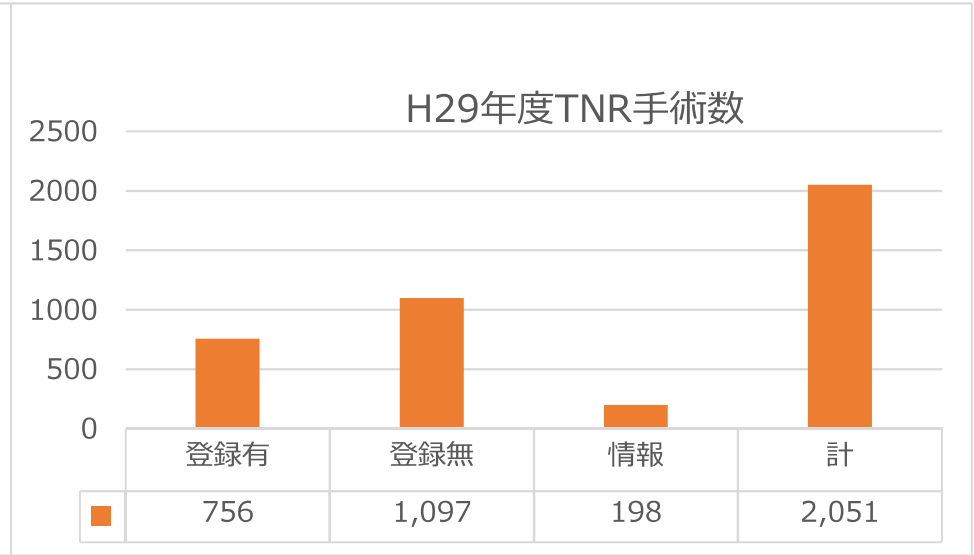
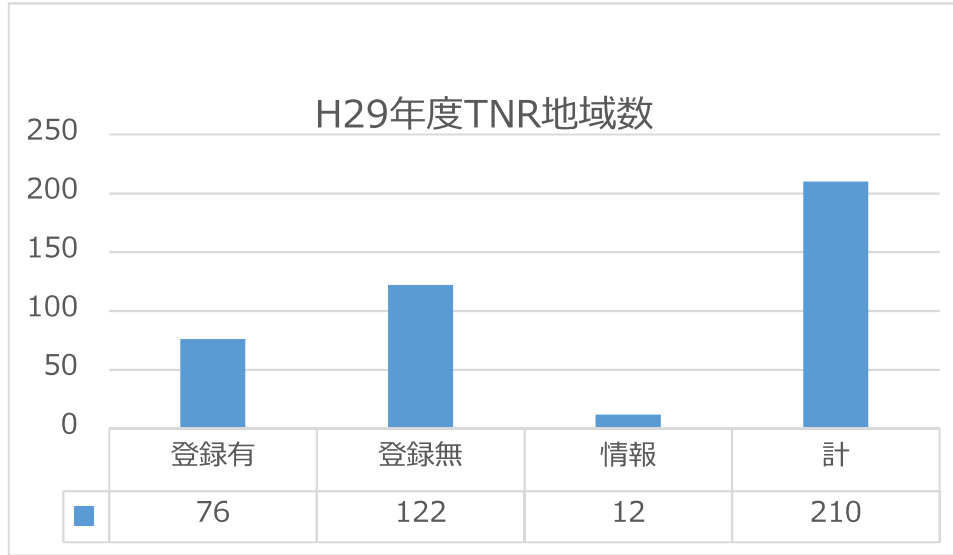
2. 交代案

旧	公益社団法人Knots 理事長 富永佳与子
	公益社団法人日本愛玩動物協会 兵庫支所長 河合弥生 (退任)
新	公益社団法人Knots 理事長 富永佳与子 (留任)
	神戸市商店街連合会 専務理事兼事務局長 小竹敏夫 (新任)

ガイドライン配布先・部数

所属団体	配布部数	分担
公益社団法人 神戸市獣医師会	192	協議会
NPO 法人 神戸猫ネット	50	
公益社団法人 日本動物福祉協会	30	
公益社団法人 日本愛玩動物協会	3	
公益社団法人 Knots	30	
株式会社 フェリシモ	10	
ネスレ日本株式会社	10	
株式会社 神戸新聞社	5	
神戸市商店街連合会	88	
動物病院（獣医師会除く）	96	
猫カフェ・譲渡会開催団体	12	
TNR 協力者	2	
支援申込者 （支援済みで地域猫活動団体を除く）	164	
その他希望先	26	
市関係機関 （各区管理係、各衛生監視事務所、建設局、住宅都市局、経済観光局等）	1,100	神戸市
動物取扱業	1,550	
地域猫活動団体	121	
神戸市婦人団体協議会	4,000（概要版）	
神戸市自治会連絡協議会	7,000（概要版）	
合計	冊子 3,489 概要版 11,000	

過去2年間のTNR実施状況

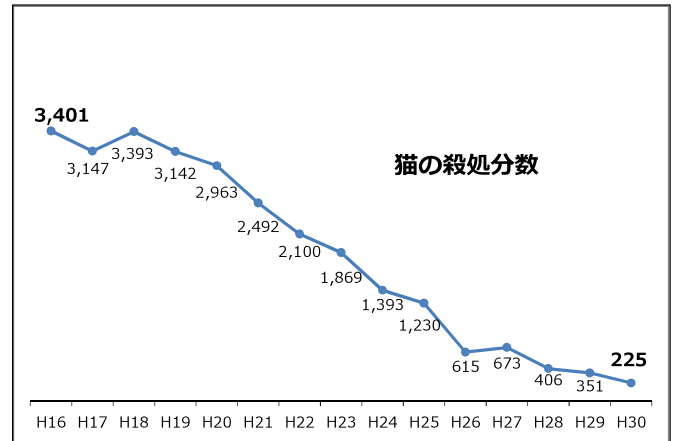


平成 30 年度「神戸市人と猫との共生に関する条例」の取組み状況について

令和元年 5 月 神戸市保健福祉局

1. はじめに

- 平成 29 年度に施行された、「神戸市人と猫との共生に関する条例」に基づき設立された「神戸市人と猫との共生推進協議会」と神戸市が協働し、野良猫をこれ以上増やさない取組み（繁殖制限事業等）や猫の譲渡などの事業を推進。



2. 活動の進捗状況

(1) 「地域猫活動」の推進

人に迷惑をかけずに一代限りの猫を見守り、不幸な野良猫をなくしていく活動。①不妊去勢手術の徹底、②適正な給餌やふん尿の後始末などによる管理、③地域の理解を得ることが必要。

H30 年度は 121 団体を登録した。【H27 年度 102 団体、H28 年度 105 団体、H29 年度 99 団体】

(2) 「繁殖制限事業」の推進

寄せられた要望の必要性（苦情の有無、生息状況、地域猫活動の状況）等を検討し、対策区域を選定して不妊手術を実施。対策地域として H30 年度は 169 地域を選定、1,844 匹の野良猫に不妊去勢手術を実施した【H29 年度 252 地域 2,051 匹、H29、30 年度累計 342 地域 3,895 匹】

地域猫活動。

H30 は **121** 団体が登録

1. 不妊去勢手術の徹底
V字カット
▶ 野良猫の出生数減少↓

2. 適正な給餌や糞尿の後始末などによる管理
▶ 排泄物や食残し等の減少↓

3. 地域の理解
▶ トラブルの減少↓
コミュニケーションの向上↑

野良猫の繁殖制限事業。

- ①事前周知
- ②捕獲 (Trap)
- ③不妊去勢手術 (Neuter)
- ④元の場所に戻す (Return)

1. 受付
野良猫の生息数、生活環境被害の状況、地域猫活動の状況などを考慮し、実施場所を選定

2. 場所の選定

3. 対策区域の設定
猫の行動学的知見により設定

4. TNR の計画
動物病院など関係者と事業実施日時を調整

5. 対策区域内の TNR 実施

実施状況 **342** 地域
3,895 匹
(H29、30 年度累計実績)

(3) 「神戸市人と猫との共生に関するガイドライン」の策定

平成 31 年 3 月、人と猫が共生する社会を実現するために、猫に関わる全ての人たちがそれぞれの立場ですべきことをまとめたガイドラインが策定された。

3. 「ふるさと納税制度」を活用した譲渡促進事業の支援

- ㈱フェリシモと提携し、H30 年度は 770 件 1,648 万円の寄付をいただいている【H28 年度 463 件 857 万 6 千円、H29 年度 666 件 1,374 万円】。
- 寄附金は、協議会事業の繁殖制限 1,008 匹分のほか、譲渡前仔猫のミルクボランティア 168 匹、譲渡候補犬猫の健康管理 19 匹・不妊去勢手術 89 匹分に充当している。
- これらの取組みにより、猫の譲渡数：H28 年度 161 匹⇒H29 年度 237 匹⇒H30 年度 298 匹に増加、殺処分数：同 406 匹⇒351 匹⇒225 匹に減少。殺処分率も同 70%⇒58%⇒44%と着実に減少。

令和元年度 神戸市人と猫との共生推進協議会
第 1 回定例会議 出席者名簿

令和元年 5 月 31 日

○構成団体

所属	職名	氏名
公益社団法人 神戸市獣医師会	会長（協議会会長）	中島 克元
	会計理事（協議会事業部会長）	岸本 英一
	事業担当委員	橋本 裕規
NPO 法人 神戸猫ネット	理事長	杉野 千恵子
	副理事長	高野 稔
	事務局長	下村 美鈴
公益社団法人 Knots	理事長（協議会監事）	冨永 佳与子
	事務局長	田中 久美子
株式会社 フェリシモ	CFV 事業本部 生活雑貨事業部 猫部グループ 主席係長	西尾 聡子
	同猫部グループ主任	豊川 沙代
ネスレ日本株式会社	ネスレ ピュリナ ペットケア マーケティング統括部デジタル&E コ マースユニット	内記 利宏
神戸市商店街連合会	専務理事兼事務局長	小竹 敏夫
欠 席		
公益社団法人 日本動物福祉協会		
公益社団法人 日本愛玩動物協会		
神戸市自治会連絡協議会		
神戸市婦人団体協議会		
株式会社 神戸新聞社		

○規約第 5 条第 4 項に基づく出席者

神戸市	保健福祉局生活衛生担当部長	藤井 俊宏
	保健福祉局健康部動物衛生担当課長	湯木 麻里